

PaL sports 会員規約

第1条【概要】

本会員規約（以下「本規約」といいます）は、PaL sports（以下「当スクール」といいます）と会員との間で遵守される約束事を定めるものです。会員の皆様には、この会員規約をよくお読みいただき、当スクールのルール・マナーを遵守していただきますようお願い申し上げます。

第2条【目的】

当スクールは、スポーツを通じて基礎運動能力や非認知能力を育むことで、人々の健康と心の豊かさを実現し、一人ひとりの幸福を追求することを目的とします。

第3条【入会資格】

当スクールの会員資格は、次の条件を満たす者に限る。

1. 本人及び保護者は第2条の目的に賛同していること。
2. スポーツを行うのに適した健康状態で活動できること。
3. 所定の手続きを行うこと。

第4条【会員資格の停止及び除名】

会員が次の各号の一つに該当すると認められた場合は、会員資格の一時停止または除名をすることができます。

1. 当スクールが使用する施設内の設備および敷地、または備品を適切に使用せず、破損・汚損などをしたとき。
2. 他の会員や指導員などに対し、勧誘、セールス及び、その他類似する行為が判明したとき。
3. 他の会員や指導員、または当スクールに対する誹謗中傷や暴力行為、その他の迷惑行為があったとき。
4. 当スクールの名誉を傷つける行為、または秩序を乱す行為があったとき。
5. 入会手続きにおいて虚偽の記載が判明したとき。
6. 当スクールが定める月会費・諸費用を3か月以上滞納し、請求があっても完済しないとき。
7. その他、当スクールが会員として不適切と判断したとき。

第5条【会員資格の喪失】

会員は、退会、除名、死亡及び居所不明のとき、その資格を失います。

第6条【会費等の支払】

会員は当スクールの定める以下の会費を所定の方法で支払うものとします。なお、当該金は、入会契約締結及び履行のための必要費用であり、一旦納入した入会登録費は返還しません。

- (1) 入会登録費
- (2) 年会費
- (3) 月会費
- (4) 運営管理費

第7条【指導内容】

当スクールは、指導プログラムを設定するが、全体・個別のバランスを考慮しながら具体的な指導方法を指導員が決定します。

第8条【練習回数、会場】

練習回数:最低保証回数は月3回、年40回とする。ただし、月回数においては各月初回、年間回数においては4月初回に入会していることとする。

会 場: 指定した会場

第9条【荒天時】

荒天時の練習の有無は、練習開始 30 分前までに決定し、担当指導員が周知するものとします。

第10条【事故】

会員は、安全面や衛生面等に十分配慮した上で、マナーを守って当スクールの活動をするものとし、保護者も協力するものとします。尚、当スクール活動中に生じた盗難、紛失、怪我、その他事故やトラブル等については、当スクールは一切の責任を負いかねます。また会員は事故の責任に帰すべき原因により、当スクールまたは第三者に損害を与えた場合には、速やかにその賠償責任を果たさねばなりません。

第11条【スポーツ安全保険の加入】

会員は、当スクールの入会と併せてスポーツ安全保険にも加入することとします。万一会員（但し、保護者は含まない）がスクール活動中とその往復中に怪我をした場合、スポーツ安全保険の対象内においてのみ補償をします。

第12条【変更事項】

会員は、住所または連絡先等入会申込書記入事項に変更のあった場合は速やかに所定の方法にて申告するものとします。

第13条【退会】

会員は、退会希望月の前月には伝え、退会手続きを行い確認の上退会することとします。この際、未払いがある場合は、支払い完了後退会とします。

※月途中、年度途中に退会したとしても、日割りによる返金等はいりません。

第14条【反社会的勢力との関与禁止】

会員は警察庁「組織犯罪対策要綱」の定義する反社会勢力ではないこと等の表明・確約をし、上記会員規約に同意するものとします。

第15条【肖像権について】

スクールパンフレットやホームページ(オフィシャルSNS)、各種チラシ等、当スクールの活動を分かりやすく案内するために、当スクールが取得する、当スクールの活動等に関して撮影された会員の皆様の写真・映像等について下記のとおり規定し、その範囲内での使用及び当スクールの運営のために業務を委託する場合のみ第三者に開示することに同意するものとします。

1. 使用目的・・・当スクール活動の紹介・案内
2. 使用場所・・・当スクールパンフレット、当スクールのホームページ及びSNS、当スクールの紹介、VTR、当スクールが作成するチラシ、イベント案内
3. その他・・・上記使用場所以外の掲載については、その都度会員本人及び保護者の同意を得てから掲載します。

申し出があった場合は削除いたします。本条にもとづき写真・映像の開示を受けた委託先は、記載の利用目的のために写真・映像等を取り扱い、同目的以外に情報を取り扱い、開示、公表することはありません。

保護者が自身の会員を撮影することやスクールの様子を撮影することを認めるが、撮影された写真・映像等をSNSに投稿する際は、自身の会員のみにする、または他の会員が特定されないように画像加工など配慮を必ず行うこととします。

第16条【改定】

当スクールは、当スクールの運営を円滑に遂行するため、本規約の改定及び変更をすることができ、その効力は当該改定及び変更時に在籍する全ての会員に及ぶものとします。本規約の改定及び変更した場合は、ホームページ告知及び書面などの合理的な方法により周知するものとします。